

JBC 佐賀における競走馬トラッキング表示業務

1 業務名

JBC 佐賀における競走馬トラッキング表示業務

2 目的

令和6年11月4日（休・月）に佐賀競馬場で開催される JBC 競走開催日の JBC 競走 3 競走を含む佐賀県競馬組合が指定する 4 競走においてレース映像に競走馬トラッキングを表示し、視聴されるお客様により見やすく、わかりやすいレース映像を提供することを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和6年11月4日（休・月）まで

4 業務内容

佐賀県競馬組合の指定する競馬の競走において、出走馬のゼッケンに送受信機（以下「センサー」とする）を装着し、各馬の位置情報をリアルタイムに高精度で測位、収集を行う。収集した位置情報を元に様々な情報を描画しレース映像へ合成させてお客様へ提供する。

・以下の業務実現を有する。

- ① 番号ゼッケンに装着可能で競走に支障のないサイズまで小型化、軽量化されたセンサーを必要数準備する。
- ② 競走中終始、全出走馬の位置情報を高精度かつ即時に取得する。
- ③ レース中継映像にライブでオーバーレイ表示するため、出走馬の走行位置関係、コース上の走行位置及びラップタイムや上がり 3F.4F タイム等各通過タイムのグラフィックを極力短い遅延時間にて生成し、場内放送設備へ送出する。
- ④ 取得した位置情報から得た競走データはログとして保管する。また必要に応じて佐賀県競馬組合の指定するものを競走終了後に作成し、所定の形式で提供する。

使用する機器、システムについては最適と思われるものを選択し提案すること。

5 その他

- ・提案に際しては、プレゼンテーション時にデモンストレーション映像やキャプチャ画像を用いて視覚的にわかりやすく説明を行うこと。(佐賀競馬場での映像・画像でなくても可)
- ・本業務終了後もトラッキングシステムを使用することを想定し、以降のランニングコストを別途見積書として提出すること。(1日3レース実施した場合と1日11レース実施した場合の見積りは必須とする。)

6 留意事項

- ・業務の遂行にあたっては、事務局と随時打ち合わせをして行うこととする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、事務局と業務受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- ・業務の遂行にあたり、第三者(事務局及び業務受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。また、素材全般について、肖像権や施設における許可等問題のないものを使用すること。
- ・業務受託者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文書等の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、事務局に帰属するものとする。ただし、業務受託者が単に使用する場合には、事務局と協議するものとする。業務受託者は、事務局に対して著作者人格権を行使しないものとする。